

平成27年 6 月18日提出

熊本市介護保険条例の一部改正について

熊本市介護保険条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市介護保険条例の一部を改正する条例

熊本市介護保険条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則中第13条を第14条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り下げ、
第9条の次に次の1条を加える。

（平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率の特例）

第10条 第3条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る
平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にか
かわらず、30,780円とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の附則第10条の規定は、平成27年度分の保険料から適
用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、適用しない。

（提出理由）

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正
する政令（平成27年政令第211号）の施行による介護保険法施行令（平成10
年政令第412号）の一部改正に伴い、平成27年度から平成29年度までの各年
度における第1号被保険者の保険料率の特例を定めるため、所要の改正を行う必要

がある。

これが、この条例案を提出する理由である。